

第1回 横浜市栄区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和6年12月4日(水) 午後0時15分から1時まで
開催場所	栄区役所本館4階2号会議室
出席者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 豊田 宗裕 (聖徳大学 心理・福祉学部社会福祉学科 教授)</p> <p>委員 荒井 文夫 (「いでたち」 副代表)</p> <p>立木 正子 (立木会計事務所 代表)</p> <p>田野井 千香子 (栄区主任児童委員連絡会 副代表)</p> <p>細田 利明 (栄区連合町内会 会長)</p> <p>【事務局】</p> <p>栄区福祉保健課長 栗竹 史明</p> <p>栄区福祉保健課事業企画担当係長 川村 好弘</p> <p>栄区福祉保健課事業企画担当 畑尻 健太郎</p>
欠席者	無し
開催形態	一部非公開(指定管理者選定スケジュール、申請要項等、評価基準及び審査方法について非公開)(傍聴者なし)
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について 2 委員長及び職務代理者選任について 3 委員会の公開・非公開について 4 指定管理者選定スケジュールについて 5 申請要項等について 6 評価基準及び審査方法について
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に豊田委員を選出、委員長職務代理者に細田委員を指名。 2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 第1回 指定管理者選定スケジュール、申請要項、評価基準及び審査方法等 第2回 指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)の選定、講評 3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。 4 申請要項等について、事務局案のとおり決定。 5 評価基準・審査方法について、事務局案のとおり決定。
議事	<p>1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について</p> <p>事務局から指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項、議事録の公表について説明。</p> <p>2 委員長選出及び委員長職務代理者選任について</p> <p>横浜市栄区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱第6条に基づき、委</p>

員長に豊田委員を選出。

同要綱第6条に基づき、委員長が職務代理者に細田委員を指名。

3 委員会の公開・非公開について

(事務局)

公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。

【第1回選定委員会】

- ・ 指定管理者選定スケジュールについて
- ・ 申請要項等について
- ・ 評価基準及び審査方法について

【第2回選定委員会】

- ・ 申請団体審査、指定候補者の選定に関する審議

※なお、申請団体の面接（プレゼンテーション及びヒアリング）は公開

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

4 指定管理者選定スケジュールについて

(事務局)

資料のとおり事務局案を説明。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のスケジュールに基づいて、選定を行うということよろしいか。

(委員)

異議なし。

5 申請要項等について

(事務局)

申請要項その他関係書類案の記載内容について説明。

(委員)

福祉保健活動拠点の指定管理者選定を非公募で行う理由は何か。

(事務局)

申請要項に記載のとおり、福祉保健活動拠点は事業を行うにあたり、「地域・団体との関係性」と「ボランティアコーディネート力」が必要となる。

区社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体であり、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくり

だす」という活動理念のもと、長年にわたり地域福祉活動を展開しており、地域と強い関係を構築している。また、様々な活動団体、担い手の支援を通じて、ボランティア支援のノウハウを蓄積しており、支援を要する人のニーズを的確に見極め、きめ細かい対応を行っていることから、福祉保健活動拠点の運営に求められるものを有しているため、栄区社会福祉協議会を指定管理者の候補者として非公募で選定手続きを実施する。

(委員)

非公募の選定だが、どのように審査をするのか。

(事務局)

申請内容や前期の指定管理業務等について、妥当か否かを評価基準項目にもとづいてご審議いただく。

(委員長)

その他、特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

6 評価基準及び審査方法について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

- ・申請要項「6 選定に関する事項の(3)エ 評価基準項目について」に記載のとおり。

○採点方法

- ・評価項目1～6の評価は5段階で評価を行い、各項目の5段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目7(1)は「0点」又は「4点」の2段階評価とし、(2)はアからウまでそれぞれ「0点」又は「2点」の2段階評価とする。
- ・評価項目8は実績評価の加減点として、-10～10点の範囲内で評価を行う。
- ・財務状況の評価は、選定委員のうち財務に関する有識者は、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有し、財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。

○審査方法

- ・審議時、一度仮採点した後に、各委員の仮採点及びその理由等の相互確認による協議を行い、その結果を踏まえて本採点する。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、40分とする。

○最低制限基準の設定

	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健活動拠点の運営の質を確保するため、最低制限基準を設定する。 ・全評価基準項目のうち、「7 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」及び「8 前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の合計点（満点 210 点）に、第 2 回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の 60% を最低制限基準とする。 <p>○指定候補者の選定</p> <p>選定委員会での得点が最低制限基準を満たし、指定管理者として業務を遂行できると認められた場合、申請団体を「指定候補者」とする。なお、申請団体の得点が最低制限基準に満たなかった場合は、再度選定を行う。</p> <p>(委員長)</p> <p>評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということによろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし。</p> <p>(委員長)</p> <p>その他、事務局から補足事項等はあるか。</p> <p>(事務局)</p> <p>万が一、申請要項等に修正の必要が生じた場合については、事務局から委員長に確認をし、それをもって委員会による決定とさせていただきたいが、よろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし。</p> <p>(委員長)</p> <p>それでは、本日以降で公表までの間で修正の必要が生じた場合には、委員長に一任ということで、対応する。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 選定委員会名簿 (2) 横浜市福祉保健活動拠点条例（抜粋） (3) 横浜市栄区福祉保健活動拠点の候補者の選定等に関する要綱 (4) 横浜市栄区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱 (5) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋） (6) 選定スケジュール（案） (7) 申請要項（案） (8) 申請関係書類（案） (9) 評価基準・採点方法について（案）、評価基準項目別評価シート（案） <p>2 特記事項</p> <p>今回は、令和 7 年 4 月中下旬に開催予定。詳細は、後日連絡する。</p>